

# 全国のブラックバス防除活動と問題点、

全国ブラックバス防除市民ネットワーク 半沢 裕子

## 1. オオクチバス漁業権を見直すプロジェクト始めました

今日は2020年度にノーバスネットで開催した「オオクチバス漁業権を見直すプロジェクト」について主にお話ししたいと思います。それにより、ノーバスネットが今取り組んでいるブラックバス防除活動とその問題点がお伝えできるのではないかと思います。

まず、オオクチバス漁業権とは何かについて説明します。

日本で外来生物法が施行されたのは今から16年前の2005年ですが、このときブラックバスの仲間、オオクチバスとコクチバスが特定外来生物に指定されました。しかし、法律成立前にオオクチバスに漁業権が認められていた湖が4つありました。神奈川県芦ノ湖と山梨県河口湖、西湖、山中湖です。

漁業権と聞くと漁によって魚をとる権利のように思われますが、今日の日本において内水面漁業、つまり川や湖の漁業の多くに免許されているのは第五種共同漁業権です。これは組合員が漁をするだけでなく、アユやコイなど、対象となる魚の釣り料(遊漁料)の支払いを釣り人から受ける代わりに、その魚種を増殖する義務を負うというものです。

芦ノ湖は1925年に町の許可を得て実業家がアメリカから輸入したブラックバスを放流したとされていますが、河口湖は密放流されたブラックバスが増えて名物のワカサギが激減し、それに伴ってワカサギ釣り人からの遊漁料も入らなくなり、やむなくオオクチバス漁業権を県に認めてもらい、激増していたオオクチバス釣り人から遊漁料を支払われるようにしました。これが大変な増収を生み、厄介者が一転、地域で歓迎され、ますます密放流が進むという困った図式の前例ができあがりました。実際に西湖、山中湖がこれに続き、オオクチバス漁業権を免許されています。

これらの湖は「生業の維持」を理由に法律施行後も漁業権が継続され、2013年には免許の書き換え(10年の一度)も行われています。そして、次回の漁業権免許書き換えが2023年度に予定されています。

前回の書き換え時、ノーバスネットは反対する要望書を日本魚類学会と同時に出しましたが、出した時期が2013年4月でした。この年の夏には公聴会が開かれ、そこでも意見を述べましたが、実際にはオオクチバス漁業権継続の方針は2012年6月頃にはほぼ固まっていることがわかりました。つまり、間に合いませんでした。

ですから、次回こそオオクチバス漁業権の書き換えを行わないでほしいと考

え、間に合うように動くことにしました。そこで、前回の書き換えのスケジュールを参考にだいたいのスケジュールを推測したところ、おおよそ別表のように進むと考えられました。前述の「ほぼ固まっている」時期とは、水産庁から都道府県あてに「漁場計画の樹立について」という通知が出されることを意味しています。

このスケジュールに沿えば、今年の6月頃には山梨県が「オオクチバス漁場管理対策協議会」を開催し、国も参加して、オオクチバス漁業権に関する最初の会議になるはずでしたが、今年度はコロナのため開催ができず、オンライン開催で済ませたと聞いています。その分、少し出遅れていますが、「漁場計画の樹立について」が作例される前、できるだけ早く、各方面に要望書などを出せるよう進めていきたいと思えます。

## 2. 外来生物法におけるブラックバス規制にあいた穴

2020年度に「オオクチバス漁業権を見直すプロジェクト」をスタートしたのは、何よりこのスケジュールのためでした。しかし、なぜ私たちはオオクチバス漁業権を書き換えないでほしいと要望するのでしょうか。非常に簡単に言うと、オオクチバス漁業権は外来生物法におけるブラックバス規制にあいた穴なのです。漁業権ではありませんが、やはり法律施行前の既得権として認められたいわゆる管理釣り場も同様です。

ある程度年配の皆さんには耳タコな話ですが、外来生物法でブラックバスが第一次指定されるまでの過程は騒がしいものでした。1960年代にアメリカではトーナメント方式によるブラックバス釣りが大ブームとなり、たいへんな経済効果を生みました。そのあとを追うように1970年代に日本の主要な湖でブラックバスが確認され、70年代後半～80年代に全国各地に生息域が広がり、80年代半ばにバスプロの組織がつくられ、プロ・トーナメントが始まり、90年代前半から半ばには日本でもバス釣りが空前の盛り上がりを見せます。

もちろん、これに異を唱える声も次第に大きくなります。時期を同じくして、世界的にも外来生物は生物多様性への脅威であるという認識が強まり、2000年に庁から省になった環境省も同年、通称「移入種研究会」を開始します。この研究会は2002年に出された新・生物多様性国家戦略にも後押しされ、2003年に中央審議会野生生物部会移入種検討小委員会に移行。そして、2004年に外来生物法が成立し、それから約1年、特定外来生物に指定する種を選定する会議が開催されて、2005年6月1日にこの法律が施行されたのです。

この間、ブラックバスを駆除したい側と利用したい側が激しくせめぎあい、その結果、外来生物法におけるブラックバス規制に2つの穴があくことになりました。ひとつは今までお話ししてきたオオクチバス漁業権や管理釣り場、

もうひとつはキャッチ&リリースが容認されたことです。

外来生物法では特定外来生物の野外への放出を例外なく禁止していますが、「釣ってすぐに放せば法律上の『放出』には該当しないという環境省の『解釈』を公表した」ため、「バサーにとって何らの支障なくブラックバス釣りを楽しめるようになった」と、『ボテジャコ』21号に掲載されたノーバスネット前事務局長の小林光さんの一文には書かれています(2017年刊)。

小林さんはこれらの穴を「ブラックバスの指定が難航した過程において支払った大きな代償」と表現されています。

### 3. とまらない密放流はコクチバスでも

これらの穴(代償)がもたらしている最大の問題は、ブラックバスの密放流が今なおとまらないことです。伊豆沼・内沼流域では20年間に及ぶ地域ぐるみのオオクチバス駆除の成果として、一度は姿を消した絶滅危惧種ゼニタナゴを復活させました。この成果は長年、バス問題に取り組んできたある行政官にして「これだけ大きな天然の湖沼で、現実にはブラックバス駆除に成功し、在来魚を復活させた例が見られるとは思わなかった」という言葉を言わしめたほど大きなものでした。しかし、そんな伊豆沼・内沼流域にも今なお密放流が行われているというから、やまないオオクチバス密放流は非常に悪質です。

さらに今日心配されているもうひとつの密放流は、コクチバスです。オオクチバスより急な流れや冷水域を好むコクチバスは、1992年頃、福島県の檜原湖や長野県の野尻湖で確認されるようになりますが、2005年の外来生物法で特定外来生物に指定されて以降も源流域などで確認が相次ぎ、その広がりが強く懸念されています。

コクチバスがどのように全国に広がっているのか、それを検証した最新のデータがあります。滋賀県琵琶湖博物館研究部専門学芸員の中井克樹さんが、国交省による「河川水辺の国勢調査」の結果を取りまとめたものです。この調査は1990年度に開始され、5年で1巡し、6巡目が完了したという、じつにほぼ30年分のデータの蓄積です(6巡目は2016年～2018年の3年間)が、今までこれを可視化したものはありませんでした。それを中井さんがデータ化され、2021年10月19日に開催された日本魚類学会年会で発表されたものです、10月30日に開催される魚類自然史研究会でも発表を予定されているとのことです。ぜひ多くの皆様にお聞きいただきたいと思います。このデータを一部、中井さんのご厚意により引用・紹介させていただきます。

中井さんは2021年1月～8月に5回開催された環境省の「外来生物対策のあり方委員会」の委員でもおられますが、今回の発表ではオオクチバスとコクチバスの現状を「特定外来生物150余種類のうち、オオクチバスとコクチバス

は意図的に分布拡大が継続し、そうした反社会性に無批判なまま、積極利用が継続しているという点で、きわめて例外的な、規制の有効性が問われる状況」と語ります。そんな中、コクチバス分布拡大の証拠について環境省から問い合わせを受け、今回の解析を行ったとのことでした。

これを参照すると、たとえば「確認頻度の高い外来魚種の経時的変化」というグラフがありますが、オオクチバスの確認頻度は3巡目以降、微減傾向で、ブルーギルは3巡目にどんと増えてそのまま維持、カダヤシは微増という中、明らかに急激に増えているのはコクチバスです。コクチバスに限定すると、1990年頃に2水系で確認されて以来急増が続き、6巡目(2016年～2018年)には3年間で5巡目の1.5倍にも増えています。エリア別に見ても、中部近畿の山の多い地域で急激に生息域を増やしていることが確認できます。

繰り返しますが、コクチバスの生息域拡大は外来生物法が施行された2005年以降に急速に進んでいます。法規制をあざ笑うように密放流が続いています。

#### 4. ダブル・スタンダードから生じる「ブラックバス・オセロ」

では、悪質な密放流はなぜ減らないのでしょうか。私見ですが、外来生物法に穴があるため、ブラックバス対策にダブル・スタンダードが生じていると思います。ブラックバスが法律の厳しい規制がかかる特定外来生物に指定され、防除が義務づけられ、多くの自治体や市民団体が手のかかる重労働であるブラックバス防除に取り組んでいる同じ国で、バスを増殖してバス釣り人から釣り料を得ている湖があり、釣っても絶対駆除しない釣り人がいて、トーナメントでせっかく捕獲したオオクチバスを生きのまま放流している釣り団体があり、バス釣り関連商品を買ったり宣伝したりしている企業があるのです。

こうしたダブル・スタンダードはじつはブラックバスがゲリラ放流により全国に生息域を拡大した1970年代～から外来生物法制定までにもよく見られました。バスがゲリラ放流された水域では当初、必死の駆除が行われますが、多くの釣り人が訪れるようになると、地域に経済効果への期待と依存が生まれ、オセロのコマが白から黒にひっくり返るように、駆除から利用に転じるという図式が各地でできあがったのです。

この「ブラックバス・オセロ」とでも呼ぶべき図式は、バスを日本に定着させたい人たちにはバスを容認させるための武器として認識されていたと思います。そして、その成果の最たるものが前述したように、1989年、山梨県が河口湖に対し、オオクチバス漁業権を認めた決定といえるでしょう。ワカサギの激減で減った遊漁料を補うため、河口湖ではオオクチバス釣り人から遊漁料をとることが許可されたのです。

ちなみに、ゲリラ放流とは、バスを無許可放流したり、それによりでき上が

ったバス湖を利用してきた人たちが言い出した言葉です。今日、密放流に対し、改めてこの言葉を復活させてもいいのではないかと思うくらい、バスの密放流はテロ的な行為だと思います。

ブラックバスが2005年の外来生物法で特定外来生物に第一次指定されたのは、まさにこうしたゲリラ放流による「ブラックバス・オセロ」が問題視されたためといえます。にもかかわらず、その前提となったダブル・スタンダードが今も続いているため、ゲリラ放流がとまりません。そこには「ブラックバスを増やしてしまえば駆除は困難だから、いずれ駆除はあきらめられ、特定外来生物指定も絵に描いた餅になり、オオクチバスに市民権が与えられる」という期待のようなものが感じられます。そして、外来魚の駆除は大きな労力のかかる活動ですから、事実、駆除する側が疲弊してしまう可能性は常にあります。

しかし・オオクチバスの特定外来指定は絶対に外れてはならないと思います。特定外来生物に指定されていてさえ密放流が止まらず、この魚のリリースも利用も減らないのです。指定を外したらオオクチバスもコクチバスもたちまち生息域を拡大し、水域によっては今日やっと生き残っている在来水生生物が壊滅することもあり得ると思います。

## 5. 実効あるブラックバス規制を目指して

つまり、「オオクチバス漁業権を見直すプロジェクト」とは、じつは漁業権だけでなく、ブラックバスがおかれたこうした状況を変えていまいしょうという提案です。たまたま漁業権免許書き換えの時期が決まっていることを逆に利用し、何とか2023年度末までにひとつの結果が出せればと思います。

そんなわけで、ノーバスネットでは現在、環境省、水産庁、山梨県、全国内水面漁業協同組合連合会、日本魚類学会、環境保全団体などと情報交換を行ったり、今後行っていく予定です。その後は各機関へ要望書を提出したり、シンポジウムを開催するといった活動の中で、バス問題について改めて広く広報していきたいと考えています。

今日のお題の前半、「全国のブラックバス防除活動」については、昨年度末に経団連自然保護基金の助成金をいただいて作成した報告書、『まだ続くのですか 特定外来生物オオクチバスの漁業権』をご一読いただければと思います。ノーバスネットのホームページで公開しています。ブラックバス駆除の成果により在来の生き物や希少種を復活させた事例や、ブラックバス駆除を続けることで地域固有の水辺環境や生き物を守り続けきた事例を掲載しました。少しずつ蓄積されつつある「ブラックバス密放流の検証」論文も掲載しています。

なお、末尾になりましたが、今日のお話は全面的にノーバスネットで共有されているものではなく、半沢の私見も混じっています。しかし、大筋このよう

な形でオオクチバス漁業権やリリースの問題、つまり、ブラックバスを巡るダブル・スタンダードを解消していければと考えています。多くの方に関心をお持ちいただけましたら幸いです。